

NISA 受渡日が2026年となる取引についての注意事項（株式用）

★NISA（投資信託・株式ともに）は受渡日基準です

2025年内に申し込み、約定となった取引であつたとしても、受渡日が2026年となる場合は、2026年の取引として取り扱われます。そのため、2025年内の取引とするためには、受渡日が2025年内となるように手続きしていただく必要があります。

※受渡日…売買代金の決済日のことをいいます。約定日は売買が成立した日をいいます。

NISA年内受渡しとなる最終取引日（2025年）	
国内株式	2025年12月26日（金）
海外株式	2025年12月24日（水）
投資信託	ファンドにより異なります。 投資信託はファンドにより申込受付日から受渡までの日数が異なるため、年内最終取引日もファンドごとに異なります。受渡日が年内となる最終取引日は、「投資信託 買付注文入力」または「投資信託 売付注文入力」画面にてご確認ください。

【事例】

取引内容：投資信託の購入（NISAを利用）

申込日：2025年12月29日

約定日：2025年12月30日

受渡日：2026年1月5日

⇒ 上記事例の場合、受渡日は2026年であるため、2026年の非課税枠（成長投資枠）240万円を利用することとなります。

次ページ以降に、**株式の取引でご注意いただきたい点**を記載しておりますので、必要に応じてご確認ください。

【株式】

★ご注意いただく取引

株式の売却は、約定時点では NISA 残高であっても、受渡時点で課税口座へ払い出される勘定年の株式であった場合、課税口座での売却として修正されます。

2025 年の場合、勘定年が満了となる年と NISA 残高として売却可能な日は以下のとおりです。

【勘定年】2021 年（2025 年で非課税期間が終了します）

【約定日】2025 年 12 月 26 日（金）まで

投資信託とは異なり、売却条件によっては約定できるとは限りませんので、ご注意ください。

以下の株式売買取引においては、お客さまのご意向と異なる取引結果になる可能性があるため、ご注意が必要です。取引の詳細につきましては、取引④・⑤をご参照ください。

取引番号	取引内容	約定日	受渡日
取引④	非課税期間が終了する国内株式（2021 年分）を売却 2021 年分以外に同一銘柄の国内株式の保有 <u>無し</u>		
取引⑤	非課税期間が終了する国内株式（2021 年分）を売却 2021 年分以外に同一銘柄の国内株式の保有 <u>有り</u> (<例> 2022 年分 100 株)	2025 年内	2026 年 1 月以降

【取引④】

非課税期間が終了する国内株式（2021 年分）を売却する場合（約定日：2025 年内、受渡日：2026 年 1 月以降）

【事例】株式の売却（100 株売却）

取引内容：NISA 口座で国内株式 A を下記内容で保有

2021 年購入分：100 株

他の年の同銘柄の残高無し

約定日：2025 年 12 月 29 日

受渡日：2026 年 1 月 5 日

⇒ 上記の場合、受渡日が 2026 年以降となるため、課税口座での売却に修正されます。

【取引⑤】

非課税期間が終了する国内株式（2021 年分）を売却する場合（約定日：2025 年内、受渡日：2026 年 1 月以降）

【事例】株式の売却（100 株のみ売却）

取引内容：NISA 口座で国内株式 A を下記内容で保有

2021 年購入分：100 株

2022 年購入分：100 株

約定日：2025 年 12 月 29 日

受渡日：2026 年 1 月 5 日

⇒ 2025 年 12 月 29 日に 100 株を売却した場合、受渡日が 2026 年以降となるため、2021 年購入分が課税口座へ払い出されたあと、2022 年購入分の NISA 残高からの売却となります。
そのため、2022 年の残高が売却され、課税口座で 100 株残高が残ります。

ご不明な点などあれば、コールセンター（0120-483744）までお問い合わせください。

（受付可能時間：平日 9：00～17：00）

以 上